

令和4年度
岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費
補助金
実施の手引き

<募集期間>

令和4年6月13日（月）～令和4年11月30日（水）17時15分

※ 申請書は、持参または郵送により提出してください（当日消印有効）。

<お問い合わせ先>

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL : 058-272-8835 FAX : 058-271-6873

E-mail : c11351@pref.gifu.lg.jp

令和4年6月

岐阜県商工労働部

商工・エネルギー政策課

1 補助金の目的

2050年「脱炭素社会ぎふ」の実現にむけた電動車の普及を促進するため、県内の宿泊事業者及び観光事業者並びにこれらの事業者と連携して駐車場を運営する者が普通充電設備の導入に要する経費を補助することにより、普通充電設備の普及を加速することを目的とします。

2 補助金の概要

補助対象事業	県内の宿泊施設及び観光施設に付帯する駐車場またはこれらの施設が提携する駐車場に普通充電設備を整備する事業であって、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が定めるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金交付規程（充電インフラ整備事業）に基づく補助金の交付を受けるもの
補助対象者	県内の宿泊事業者及び観光事業者並びにこれらの事業者と連携して駐車場を運営する者 ※宿泊事業者 県内で旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許可を受け、旅館業を営む者。 観光事業者 一般社団法人岐阜県観光連盟又は要綱別表1に規定する観光協会の会員。
補助要件	センターの補助金の交付を受けている事業 県税の全税目に未納がないこと
補助金の額	定格出力が6kW以上10kW未満の場合 ：補助率1/4以内 上限175（千円） 定格出力が6kW未満の場合 ：補助率1/4以内 上限125（千円）

※ 書類の受付順に予算の範囲内で交付決定します。（令和4年度予算 30,000千円）

3 事業の流れ・スケジュール

<流れ>

申請者	申請書類の提出 （第1号様式および その他添付書類）	センターの交付決定を受けた日から30日以内（令和4年11月30日まで）
岐阜県	交付決定	順次
申請者	実績報告書の提出 （第8号様式および その他添付書類※）	補助対象事業の完了の日から30日を経過した日または令和5年2月28日のいずれか早い日まで
岐阜県	額の確定通知	順次
申請者	請求書の提出 （第9号様式）	順次
岐阜県	補助金の支払	順次

※実績報告書の提出時にセンターの額の確定通知書の写しの添付が必要になるため、2月28日までに実績報告書を提出するためには、国への実績報告書を12月末までに終えることが望ましい。

4 申請手続き

補助金交付申請書に關係書類を添付し、以下により提出してください。

(1) 提出書類等

名前	宿泊	観光	提携		数量
			申請者	提携元	
1. 補助金交付申請書（補助金交付要綱 第1号様式）	○	○	○	○	各1部 ※1
2. 誓約書（別記第2号様式）	○	○	○	—	
3. センター補助金の交付申請書に添付した充電設備本体の購入にかかる見積書（写し）	○	○	○	—	
4. センター補助金の交付決定通知書（写し）	○	○	○	—	
5. 岐阜県納税証明書（県税事務所発行）（原本） ※全税目に未納の徴収金がないこと	○	○	○	○	
6. 旅館業許可証（写し）	○	—	—	○	
7. 観光事業者であることがわかる書類（写し） （協会会員証、会費領収書など）	—	○	—	いずれか一方	
8. 時間貸し駐車場事業者が宿泊または観光事業者と提携している証明書（別記第3号様式）※2	—	—	○	—	
9. その他知事が必要とする書類	必要に応じて提出を求めます。				

※1 複数台について申請される場合、1. 2については申請書台数に応じた部数を提出してください。

※2 提携していることがわかる書類（協定書など）がある場合は別記第3号様式に変えることができます。

(2) 提出方法 持参または郵送（書留又は簡易書留推奨）

(3) 提出（受付期間）

令和4年6月13日（月）から令和4年11月30日（水）17時15分

※当日消印有効

※提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けません。

- (4) 提出先 岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁10階)

5 申請における注意事項

- 1 失格又は無効
次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。
 - (1) 受付期間を過ぎて書類が提出された場合
 - (2) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合
 - (3) その他、申請に関して県の指示に従わなかった場合
- 2 提出書類等の変更の禁止
提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なもの除きます。
- 3 書類の返却
提出書類等は、返却しません。
- 4 費用負担
提出書類等の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
- 5 その他
 - (1) 交付申請書等の提出をもって、申請者が要綱の記載内容に同意したものと見なします。
 - (2) 提出された交付申請書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
 - (3) 交付申請書等の提出後に申請を取り下げることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内となります。

6 交付決定について

書類の受付順に申請内容を県で審査し、予算額の範囲内で交付決定をします。

7 交付決定後の留意事項

- 1 事業の着手
補助対象事業の実施については、交付決定の日以後でなければなりません。交付決定日より前に事業に着手するやむを得ない事由がある場合は、交付申請書に事前着手届を添付すること。
- 2 補助金の支払い
補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。
県は、事業完了後、提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金額の確定を通知します。その後に事業者が提出する交付請求書により、県は補助金をお支払いします。
- 3 財産の処分制限
 - (1) 補助事業により取得した財産であって、1件当たりの取得価格が50万以上のものは処分制限財産とします。

- (2) 補助事業者は、補助対象事業の完了後5年間に経過する前に処分制限財産を、知事の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはいけません。

4 書類、帳簿等の保存期間

補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間保存しなくてはなりません。

5 その他

- (1) 補助対象事業は、補助事業を完了の日から起算して30日を経過した日又は令和5年2月28日（火）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (2) 補助事業終了後、国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業者が、「岐阜県補助金等交付規則」等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 上記以外のことは、「岐阜県補助金等交付規則」に定める内容をご確認ください。